

## ■第65回ベトナム法整備支援研修を実施しました。

令和2年2月24日（月）から同年3月6日（金）までの間、JICA東京、法務省赤れんが棟等において、第65回ベトナム法整備支援研修を実施しました。

現在、ベトナムでは、司法省民事経済法局を中心として、契約法制の整備、具体的には、契約に関する特別法の整備、ADRすなわち裁判外の民事紛争解決手続の活用を促進するための制度の整備等を進めています。また、司法省国家担保取引登録局を中心として、2015年の改正民法に合わせるため、担保取引に関する政府議定の改訂を検討しています。

そこで今回、ベトナム司法省等から合計10名を日本に招き、我が国における契約法及び担保法の基礎理論、判例の役割、ADRの国際的潮流とそれに関する課題や取組に関する知見を提供し、我が国の専門家との意見交換を行うことを目的として、研修を実施しました。



【研修参加者と一緒に赤れんが棟を背景に記念撮影】

研修では、契約法と特別法の関係についての講義、裁判外のADRにおける日本の現状と国際的潮流についての講義、日本における担保法制についての講義、日本の不動産登記法に関する講義等を実施したほか、千葉地方法務局を訪問し、登記実務の現場を視察するなど、日本の諸制度について理解を深めました。その上で、我が国の専門家を交えて意見交換を行いました。



【新美育文明治大学名誉教授（左）及び森嶋昭夫名古屋大学名誉教授（右）による講義】



【川嶋四郎教授（同志社大学）による講義】



【藤澤治奈教授（立教大学）による講義】



【千葉地方法務局において登記資料の説明を受ける様子】



【意見交換の様子】

研修参加者からは「講義で得た知識や理論を担保取引に関する政府議定の改訂作業に役立てたい。」、「法令の整合性とは何か、その意味を正確に理解することができた。」、「今回の研修内容は、司法省の業務に直接関係があり、活用できる。」などといった感想が聞かれました。